

2015年6月3日
au 損害保険株式会社

**口永良部島（新岳）噴火に係る災害救助法が適用された
地域のご契約者の皆さまへ**

口永良部島（新岳）噴火により、被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

口永良部島（新岳）噴火により、多数の方が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としていることから、下記の地域では、災害救助法の適用が決定いたしました。

適用地域にお住まいのご契約者の皆さまには、「災害救助法適用時の特別措置」が適用となる場合がございますので、下記『カスタマーセンター』までお問い合わせください。

■ 災害救助法適用市町村 【法適用日：5月29日】

【鹿児島県】

熊毛郡屋久島町（くまげぐんやくしまちょう）

■ ご照会窓口

カスタマーセンター	0800-700-0600（無料）
	営業時間：9時～18時（年末年始を除く）

以 上